

平成29年10月22日(日) 宮古島市議会議員選挙

選挙の日程

- ▶投票日：平成29年10月22日(日)
- ▶告示日：平成29年10月15日(日)

投票できる方

- ▶平成11年10月23日までに生まれた方。
 - ▶平成29年7月14日までに宮古島市に住民登録され、引き続き居住している方。
- ※ 転出した方は、その時点で投票できなくなります。

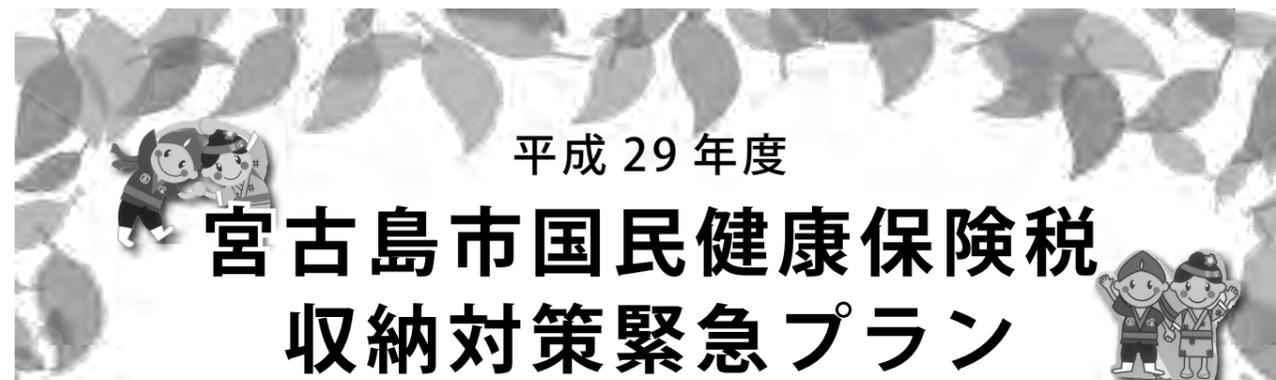
宮古島市議会議員選挙 投票所一覧

投票所名	投票所名称	投票時間
第1投票所	平良第一小学校体育館	7時～20時
第2投票所	南小学校体育館	
第3投票所	宮古島市役所平良庁舎1階ロビー	
第4投票所	東小学校体育館	
第5投票所	久松地区公民館	7時～18時
第6投票所	七原コミュニティセンター	
第7投票所	宮原地区農村総合施設	
第8投票所	西原地区公民館	
第9投票所	島尻地区農村総合管理センター	
第10投票所	狩俣集落センター	
第11投票所	池間公民館	
第12投票所	大神島離島振興センター	9時～16時
第13投票所	国立療養所宮古南静園公会堂	8時半～17時
第14投票所	宮古島市城辺公民館	7時～18時
第15投票所	西城小学校体育館	
第16投票所	砂川中学校体育館	
第17投票所	新城公民館	
第18投票所	女性若者等活動促進施設	
第19投票所	前里添多目的共同利用施設	
第20投票所	宮古島市下地庁舎1階会議室	
第21投票所	来間離島振興総合管理センター	
第22投票所	宮古島市上野庁舎1階会議室	

期日前投票所一覧

投票所	投票所名称	投票日時
期日前第1投票所	宮古島市役所平良庁舎1階ロビー	10月16日(月)～21日(土) 8時半～20時
期日前第2投票所	宮古島市城辺公民館1階会議室	10月17日(火)～20日(金) 9時～17時
期日前第3投票所	宮古島市伊良部庁舎地下1階会議室	
期日前第4投票所	宮古島市下地庁舎1階会議室	
期日前第5投票所	宮古島市上野庁舎1階会議室	

【お問合わせ】選挙管理委員会 ☎ 74-2215、74-2216



国民健康保険税の収納率向上による国民健康保険財政の安定化を図るため、次のとおり収納対策緊急プランを策定し実施します。

【お問合わせ】国民健康保険課 ☎ 73-1973

1 資格・賦課の適正化

- (1)他保険加入者の把握に努め、早期に資格喪失届の提出を勧奨します。
- (2)通知書が返戻となった者等について、居所不明者の実態把握及び居住確認調査を行い、不現住を確定し資格の適正化を図ります。
- (3)所得未申告者(世帯)へ申告を促す通知を8月に送付します。期間内に申告のない者については電話等により申告勧奨を行い課税の適正化を図ります。
- (4)非自発的失業者の軽減措置、特別な事情(災害等)による減免制度の周知を行います。
- (5)遡及加入者に対する初期納付相談を徹底します。
- (6)広報みやこじま及び宮古島市ホームページを活用し、国保制度及び事業の周知、啓発を行います。

2 収納体制の充実強化

- (1)職員の資質向上を図るため、県等の主催する研修会に参加します。
- (2)国保指導員を配置し被保険者宅を訪問し、納付相談、納期内納付の促進を行います。
- (3)定期的に職員及び国保指導員とのミーティングを行い、知識及び技術のレベルアップを図り、情報の共有、事務処理の統一化を図り、公正・公平な事務に努めます。

3 徴収方法の改善

- (1)有線テレビを利用し納期内納付、口座振替を推進します。
- (2)短期被保険者証の交付等、滞納者との接触の機会を多く図り納税指導を行います。
- (3)保険証未更新世帯、長期滞納者への臨戸訪問、文書催告等により納税指導を強化します。
- (4)分納誓約書の履行管理を強化し、不履行者に対しては電話催告等を行い履行を促します。
- (5)督促状発送直後の電話催告を行い、新たな滞納者を防ぎます。
- (6)徴収強化月間を実施します。
 - 製糖時期の徴収強化(2月)
 - 保険証更新時の徴収強化(3月)
 - 出納整理期間の徴収強化(4月)
- (7)口座振替の促進を図ります。
 - 新規加入時における窓口での勧奨
 - 納税通知書送付時にチラシ同封
 - 口座振替利用者には、申告用納付済確認書を送付(1月)
- (8)納付相談の夜間窓口を開設します。(開設日時は、広報みやこじまにて知らせる)

4 滞納処分の実施

- (1)特別な事情もなく滞納し、連絡等にも応じない被保険者については、早期に財産調査を行い不動産及び預貯金等や給与の差押を実施し、滞納処分の強化を図ります。
- (2)転出、他保険加入等により資格喪失中の滞納者は、転出地の実態調査、他保険加入者の勤務先等を早期に調査し、給与差押等の滞納処分の強化を図ります。